式第十四」と、第十一条中「法第九条第三項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第九条第三項」と、第十二条中「法第九条第二項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第九条第二項」と、第十三条中「様式第十五」とあるのは「様式第十四」と、第十四条中「法第十条第一項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第十条第一項」と読み替えるものとする。

第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（認定の申請）

第四十条　法第二十八条の認定を受けようとする事業者は、様式第十六による認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定の基準）

第四十一条　法第二十八条の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　（略）

二　次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　事業者が、次のいずれにも該当する情報処理システムの運用及び管理（他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。）を行っていること。

(1)　（略）

(2)　運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、情報処理システムの運用及び管理を行う者がその開発、運用及び管理を単独で行った場合における収益性が見込めないことその他の理由により、その開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであって、法第四十七条第一項第九号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとったもの

ハ～ト　（略）

（認定の更新の申請）

第四十二条　法第二十八条の認定を受けた事業者は、法第二十九条第二項において準用する法第二十八条の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、認定を受けてから二年を経過する日の六十日前までに、様式第十七による認定更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定に関する事務）

第四十四条　機構は、法第三十条に規定する認定に関する事務として、申請の受付、法第二十八条の基準に適合するかどうかの審査、認定通知書類の作成及び当該通知書の送付等を行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第四十五条　経済産業大臣は、法第三十一条第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書類によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

（情報処理システム運用・管理関連保証に係る資金の要件）

第四十六条　法第三十三条第一項の認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金及び運転資金であって、情報処理システムの設計又は開発若しくは導入に係る資金とする。

第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務

（大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備）

第四十七条　法第四十七条第一項第十二号の経済産業省令で定める大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備は、電子計算機（半精度浮動小数

るのは「様式第十四」と、第十一条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第三項」と、第十二条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第二項」と、第十三条中「様式第五」とあるのは「様式第十五」と、第十四条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（認定の申請）

第四十条　法第三十一条の認定を受けようとする事業者は、様式第十六による認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定の基準）

第四十一条　法第三十一条の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　（略）

二　次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　事業者が、次のいずれにも該当する情報処理システムの運用及び管理（他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。）を行っていること。

(1)　（略）

(2)　運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、情報処理システムの運用及び管理を行う者がその開発、運用及び管理を単独で行った場合における収益性が見込めないことその他の理由により、その開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであって、法第五十一条第八号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとったもの

ハ～ト　（略）

（認定の更新の申請）

第四十二条　法第三十一条の認定を受けた事業者は、法第三十二条第二項において準用する法第三十一条の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、認定を受けてから二年を経過する日の六十日前までに、様式第十七による認定更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定に関する事務）

第四十四条　機構は、法第三十三条に規定する認定に関する事務として、申請の受付、法第三十一条の基準に適合するかどうかの審査、認定通知書類の作成及び当該通知書の送付等を行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第四十五条　経済産業大臣は、法第三十五条第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書類によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

（情報処理システム運用・管理関連保証に係る資金の要件）

第四十六条　法第三十七条第一項の認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金及び運転資金であって、情報処理システムの設計又は開発若しくは導入に係る資金とする。

第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務

（新設）